



三重県公報

平成25年6月28日（金）

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	条 例		
61	副知事等の給与の臨時特例に関する条例	(人 事 課)	4
62	三重県海岸漂着物地域対策推進基金条例	(大 気 ・ 水 環 境 課)	8
63	三重県子ども・子育て会議設置条例	(子 育 て 支 援 課)	9
64	三重県総合博物館条例	(教 育 委 員 会)	11
65	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市 町 行 財 政 課)	16
66	知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	20
67	三重県手数料条例の一部を改正する条例	(建 築 開 発 課)	21
68	三重県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(食 品 安 全 課)	22
69	災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	(薬 務 感 染 症 対 策 課)	23
70	三重県飲酒運転 ^{ゼロ} 〇をめざす条例	(県 議 会)	24
	規 則		
75	三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(市 町 行 財 政 課)	28
	告 示		
428	県道の路線廃止及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	28

公布された条例のあらまし**◎ 副知事等の給与の臨時特例に関する条例（条例第 61 号）**

- 1 県の厳しい財政状況の中、平成 25 年度地方財政計画における給与関係経費の削減による地方交付税等の減額を考慮し、副知事等の給与を特例的に減ずることとしました。
- 2 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県海岸漂着物地域対策推進基金条例（条例第 62 号）

- 1 国から交付される地域環境保全対策費補助金により、海岸漂着物等の回収、処理、発生抑制対策等に関する事業を実施し、海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、三重県海岸漂着物地域対策推進基金を設置することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県子ども・子育て会議設置条例（条例第 63 号）

- 1 子ども・子育て支援法第 77 条第 4 項の規定に基づき、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況についての調査審議を行うため、三重県子ども・子育て会議を設置することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県総合博物館条例（条例第 64 号）

- 1 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産を保全し、継承し、及び次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくり及び個性豊かで活力ある地域づくりに貢献するため、博物館法第 18 条の規定に基づき、三重県総合博物館の設置及び管理について必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を図ることとしました。
- 2 この条例は、平成 26 年 5 月 18 日までの間において規則で定める日から施行することとしました。

◎ 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 65 号）

- 1 地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日（一部平成 25 年 9 月 1 日）から施行することとしました。

◎ 知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 66 号）

- 1 県の厳しい財政状況の中、平成 25 年度地方財政計画における給与関係経費の削減による地方交付税等の減額を考慮し、知事の給料を減ずることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 67 号）

- 1 指定試験機関の名称の変更に伴い、規定を整理することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第 68 号）

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正に鑑み、動物愛護管理員等についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成 25 年 9 月 1 日から施行することとしました。

◎ 災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例（条例第 69 号）

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の施行に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員に対し支給される新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当に関し、規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例（条例第 70 号）

- 1 法律による厳罰化が進み飲酒運転に対する社会的非難が高まっているにもかかわらず、県内においてもいまだ飲酒運転による事故がなくならないことを踏まえ、規範意識の定着と再発防止を二大柱とする飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県の責務並びに県民及び事業者の努力を明らかにするとともに基本的な計画の策定、教育及び知識の普及、アルコール依存症に関する受診義務その他必要なことを定めることとしました。
- 2 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日（一部平成 26 年 1 月 1 日）から施行することとしました。

条 例

副知事等の給与の臨時特例に関する条例をここに公布します。

平成二十五年六月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十一号

副知事等の給与の臨時特例に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県の厳しい財政状況を考慮し、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、副知事、教育長、常勤の監査委員、公営企業管理者及び職員の給与を減額するための特例を定めることを目的とする。

(副知事の給料の額の特例)

第二条 特例期間においては、副知事の給料の額は、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（昭和三十五年三重県条例第五十三号）第一条の規定にかかわらず、同条の副知事の月額から、その百分の十五に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規定による額とする。

(教育長の給料の額の特例)

第三条 特例期間においては、教育長の給料の額は、三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成十三年三重県条例第六号）第二条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる月額から、その百分の十に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規定により定められる額とする。

(常勤の監査委員の給料の額の特例)

第四条 特例期間においては、常勤の監査委員の給料の額は、識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例（昭和二十二年三重県条例第十九号）第一条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる月額から、その百分の十に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規定により定められる額とする。

(公営企業管理者の給料の額の特例)

第五条 特例期間においては、公営企業管理者の給料の額は、公営企業管理者の給与及び旅費条例（昭和四十一年三重県条例第五十九号）第一条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる月額から、その百分の十に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規定により定められる額とする。

(職員の給料及び管理職手当の月額の特例)

第六条 特例期間においては、職員（職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「職員の給与条例」という。）第二条に規定する職員、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「公立学校職員の給与条例」という。）第二条第一項に規定する職員、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号。以下「企業庁企業職員の給与条例」とい

う。）第一条に規定する職員、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号。以下「病院事業庁企業職員の給与条例」という。）第一条に規定する職員、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第一号。以下「現業職員の給与条例」という。）第一条に規定する現業職員及び県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第二号。以下「県立高等学校等の現業職員の給与条例」という。）第一条に規定する現業職員をいう。以下同じ。）の給料の月額、職員の給与条例、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第十号。以下「平成十八年改正職員給与条例」という。）附則第八項から第十項まで、公立学校職員の給与条例、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第三十二号。以下「平成十八年改正公立学校職員給与条例」という。）附則第七項から第九項まで、企業庁企業職員の給与条例、病院事業庁企業職員の給与条例、現業職員の給与条例、県立高等学校等の現業職員の給与条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。次条において「職員勤務時間条例」という。）第十六条第三項、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。次条において「公立学校職員勤務時間条例」という。）第十六条第三項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和三十二年三重県条例第一号。以下「外国派遣条例」という。）第四条第一項、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第四条、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和二十六年三重県条例第三十六号。次条において「職員懲戒条例」という。）第四条並びに職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号。以下「育児休業条例」という。）第十七条から第十九条まで、第二十二條から第二十五條まで及び第二十九條の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該額の当該各号に定める割合に相当する額（当該相当する額に一元未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

- 一 職員の給与条例第六条の二に規定する特定職員 百分の十
- 二 職員の給与条例第二十一条第二項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）であつて、職員の給与条例第六条第一項第一号の行政職給料表（以下この号及び第五号において「行政職給料表」という。）の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの並びに行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもののうち前号に掲げる職員以外のもの 百分の九・五
- 三 特定管理職員のうち前二号に掲げる職員以外の職員 百分の八
- 四 職員の給与条例第十七条、公立学校職員の給与条例第二十二條の二、企業庁企業職員の給与条例第十条及び病院事業庁企業職員の給与条例第十四條の規定により管理職手当を支給される職員のうち前二号に掲げる職員以外の職員 百分の七・五
- 五 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの並びに行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもののうち前各号に掲げる職員以外のもの 百分の五・九

六 前各号に掲げる職員以外の職員 百分の三・九

- ２ 特例期間においては、職員の給与条例第十七条、公立学校職員の給与条例第二十二條の二、企業庁企業職員の給与条例第十条及び病院事業庁企業職員の給与条例第十四條の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の月額、これらの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、その百分の十に相当する額（当該相当する額に一元未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。
- （任期付職員等の給料の月額の特例）

第七條 特例期間においては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号。以下この条及び次条において「任期付職員条例」という。）第四条に規定する特定任期付職員（以下この条において「特定任期付職員」という。）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年三重県条例第七十二号。以下この条及び次条において「任期付研究員条例」という。）第五条に規定する第一号任期付研究員（以下この条において「第一号任期付研究員」という。）の給料の月額は、任期付職員条例、任期付研究員条例、職員勤務時間条例第十六条第三項、公立学校職員勤務時間条例第十六条第三項、外国派遣条例第四条第一項、公益的法人等派遣条例第四条、職員懲戒条例第四条並びに育児休業条例第二十条、第二十一条及び第二十九条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該額の当該各号に定める割合に相当する額（当該相当する額に一元未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

- 一 その号給が六号給及び七号給である特定任期付職員、任期付職員条例第四条第三項の規定による給料月額を支給される特定任期付職員、その号給が六号給である第一号任期付研究員並びに任期付研究員条例第五条第四項の規定による給料月額を支給される第一号任期付研究員 百分の九・五
- 二 その号給が五号給である特定任期付職員並びにその号給が四号給及び五号給である第一号任期付研究員 百分の八
- 三 その号給が四号給である特定任期付職員及びその号給が二号給である第一号任期付研究員 百分の七・五
- 四 その号給が三号給以下である特定任期付職員並びにその号給が一号給及び二号給である第一号任期付研究員 百分の五・九

（適用除外）

第八條 職員の給与条例に規定する給料の調整額及び手当、公立学校職員の給与条例に規定する給料の調整額、教職調整額及び手当、企業庁企業職員の給与条例に規定する手当、病院事業庁企業職員の給与条例に規定する給料の調整額及び手当、任期付職員条例第四条第四項に規定する特定任期付職員業績手当、任期付研究員条例第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）に規定する特殊勤務手当、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）に規定する退職手当並びに公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料及び管理職手当の月額については、前二条の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

(副知事等の給与の特例に関する条例の廃止)

- 2 副知事等の給与の特例に関する条例（平成十七年三重県条例第二号）は、廃止する。

(公立学校職員の期末手当の額の特例)

- 3 この条例の施行の日の前日において前項の規定による廃止前の副知事等の給与の特例に関する条例附則第二項又は第三項の規定の適用を受けていた職員の平成二十五年十二月に支給される期末手当の額は、職員の給与条例、平成十八年改正職員給与条例附則第八項から第十項まで及び第十二項、公立学校職員の給与条例、平成十八年改正公立学校職員給与条例附則第七項から第十項まで、企業庁企業職員の給与条例、病院事業庁企業職員の給与条例、現業職員の給与条例、県立高等学校等の現業職員の給与条例、外国派遣条例第四条第一項、公益的法人等派遣条例第四条並びに育児休業条例第十八条、第十九条及び第二十三条から第二十五条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、前項の規定による廃止前の副知事等の給与の特例に関する条例の規定により平成二十五年六月に支給した給料の月額から減じた額を減じて得た額とする。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、同項に規定する職員との均衡を考慮して知事が別に定める者の給与の特例に関し必要な事項は、知事が別に定める。

三重県海岸漂着物地域対策推進基金条例をここに公布します。

平成二十五年六月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十二号

三重県海岸漂着物地域対策推進基金条例

(設置)

第一条 国から交付される地域環境保全対策費補助金により、海岸漂着物等（海岸に漂着し、又は海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物をいう。以下この条において同じ。）の回収、処理及び発生抑制対策並びに海岸漂着物等の回収及び処理に係る調査研究を実施し、海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、三重県海岸漂着物地域対策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額を積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十七年五月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。

三重県子ども・子育て会議設置条例をここに公布します。

平成二十五年六月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十三号

三重県子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十七条第四項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、三重県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置き、その組織及び運営に関し必要な事項は、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、この条例の定めるところによる。

(所掌事務)

第二条 子ども・子育て会議は、法第七十七条第四項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第三条 子ども・子育て会議は、委員二十人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は十分の四を下回らないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第七条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第八条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、
会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県総合博物館条例をここに公布します。

平成二十五年六月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十四号

三重県総合博物館条例

(設置)

第一条 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産を保全し、継承し、及び次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくり及び個性豊かで活力ある地域づくりに貢献するため、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十八条の規定に基づき、三重県総合博物館（以下「博物館」という。）を津市に設置する。

(事業)

第二条 博物館においては、次の事業を行う。

- 一 博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及び一般の利用に供すること。
- 二 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産についての調査研究を行うこと。
- 三 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産についての講演会、観察会、見学会等を行うこと。
- 四 公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）の趣旨にのっとり、県が保有していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を博物館資料として保存し、展示し、及び一般の利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業を行うこと。

(休館日)

第三条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要であると認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

- 一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）
- 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

(開館時間等)

第四条 博物館の開館時間（第三項において「開館時間」という。）は、午前九時から午後七時までとする。ただし、入館できる時間（第三項において「入館時間」という。）は、午後六時三十分までとする。

- 2 博物館の施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用することができる時間（次項において「利用時間」という。）は、別表第一のとおりとする。
- 3 教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間、入館時間及び利用時間を変更することができる。

(指示)

第五条 館長は、博物館資料又は施設等の保全、館内の秩序維持その他博物館の管理上必要があると認めるときは、展示された博物館資料の観覧者（第七条の手續をした者をいう。以下「観覧者」という。）、博物館資料の利用者（第八条の許可を受けた者をいう。

第十一条及び第十三条において同じ。）、施設等の利用者（第九条の許可を受けた者をいう。第十一条及び第十三条において同じ。）その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

(入館の制限)

第六条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

- 一 めいてい者等他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- 二 博物館資料又は施設等を損傷するおそれのある者
- 三 前二号に掲げる者のほか、この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は第五条の指示に従わなかった者

(観覧の手續)

第七条 博物館に入館し、展示された博物館資料を観覧しようとする者は、教育委員会規則の定めるところにより、観覧の手續をしなければならない。

(博物館資料の閲覧等の許可)

第八条 博物館資料の閲覧、撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(施設等の利用の許可)

第九条 施設等を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(許可の条件等)

第十条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前二条の許可を与えないものとする。

- 一 公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- 二 博物館資料又は施設等を損傷するおそれがあるとき。
- 三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。次条第三号において同じ。）の利益になると認められるとき。
- 四 博物館の事業の実施に支障を来すおそれがあるとき。

2 教育委員会は、博物館資料に個人に関する情報その他の教育委員会規則で定める情報が記録されている場合には、第八条の許可を与えないことができる。

3 教育委員会は、前二条の許可に博物館の管理上必要な条件を付けることができる。

(許可の取消し)

第十一条 教育委員会は、博物館資料の利用者又は施設等の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条若しくは第九条の許可を取り消し、又は博物館資料の閲覧、撮影等若しくは施設等の利用を中止させることができる。

- 一 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- 二 許可を受けた目的に反して博物館資料の閲覧、撮影等を行い、又は施設等を利用し

たとき。

三 暴力団の利益になると認められるとき。

四 前条第三項の規定により付けられた条件に違反したとき。

五 前各号に掲げるもののほか、この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は第五条の指示に従わなかったとき。

(観覧料)

第十二条 博物館に入館し、展示された博物館資料を観覧しようとする者は、別表第二に定める額の観覧料を納付しなければならない。

2 前項の観覧料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第十三条 博物館資料の利用者又は施設等の利用者は、別表第三に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、第八条又は第九条の許可の際に納付しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(博物館協議会)

第十四条 博物館法第二十条第一項の規定に基づき、博物館に三重県総合博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第十五条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

一 学校教育及び社会教育の関係者

二 家庭教育の向上に資する活動を行う者

三 学識経験のある者

四 前三号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 第一項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第十六条 協議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第十七条 協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

(罰則)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第五条の指示に従わなかった者
- 二 第六条の規定による入館の拒否又は退館の命令に従わなかった者
- 三 第七条の手続をしないで入館し、展示された博物館資料を観覧した者
- 四 第八条の許可を受けずに博物館資料の閲覧、撮影等を行った者
- 五 第九条の許可を受けずに施設等を利用した者
- 六 第十一条の規定による許可の取消し又は中止処分に従わなかった者

(他の条例との関係)

第十九条 この条例に定めるもののほか、三重県税外収入通則条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）に定める事項については、その定めるところによる。

(委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年五月十八日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(三重県立博物館条例の廃止)

- 2 三重県立博物館条例（昭和三十九年三重県条例第四十九号）は、廃止する。

(準備行為)

- 3 この条例の施行に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第一（第四条関係）

区 分	利 用 時 間
基本展示室 企画展示室 交流展示室	午前九時から午後五時まで
交流活動室 こども体験展示室 実習室 資料閲覧室 三重の実物図鑑 レクチャールーム レファレンスカウンター	午前九時から午後七時まで

別表第二（第十二条関係）

区 分	観 覧 料			
	基本展示		企画展示及び特別企画展示	年間パスポート券による観覧
	個人	団体		
小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者	—	—	展示等を行うのに要する費用を	—
大学生及びこれに準ずる者	三〇〇円	二四〇円	勘案してその都	一、〇〇〇円
一般	五〇〇円	四〇〇円	度知事が定める額	一、六〇〇円

備考

- 一 基本展示の団体の欄に掲げる額は、観覧者が二十人以上の団体を構成している場合の当該構成員（団体の引率者を含む。）一人当たりの観覧料をいう。
- 二 特別企画展示とは、教育委員会が定める特別な企画による展示をいう。
- 三 年間パスポート券とは、交付を受けた日から起算して一年を経過する日までの間において、基本展示及び企画展示を観覧することができる券をいう。

別表第三（第十二条関係）

区 分	使 用 料
博物館資料	一回につき、一点五、〇〇〇円以下の範囲内において知事が定める額
交流展示室	一時間につき一、八九〇円
レクチャールーム	一時間につき一、六八〇円

備考 使用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数は一時間とする。

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十五年六月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十五号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第六号の三の項イ中「基づく」の下に「第一種動物取扱業に関する」を加え、「動物取扱業の」を「第一種動物取扱業の」に、「動物取扱業登録申請書」を「第一種動物取扱業登録申請書」に、「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に、「動物取扱業者への」を「第一種動物取扱業者への」に、「動物取扱業登録拒否」を「第一種動物取扱業登録拒否」に、「動物取扱業登録更新申請書」を「第一種動物取扱業登録更新申請書」に、「動物取扱業更新登録の」を「第一種動物取扱業更新登録の」に、「動物取扱業更新登録拒否」を「第一種動物取扱業更新登録拒否」に、「第十四条第一項及び第二項」を「第十四条第一項から第三項まで」に、「動物取扱業者の」を「第一種動物取扱業者の」に、「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に、「動物取扱業変更登録の」を「第一種動物取扱業変更登録の」に、「動物取扱業変更登録拒否」を「第一種動物取扱業変更登録拒否」に改め、(イ)から(ロ)までを削り、「動物取扱業者に対する」及び「動物取扱業者からの」を「第一種動物取扱業者に対する」に改め、(サ)を(チ)とし、(リ)を(ロ)とし、(ハ)を(サ)とし、

「	(ヲ) 法第二十二條第三項の規定による動物取扱責任者研修の実施	を
「	(ヲ) 法第二十二條第三項の規定による動物取扱責任者研修の実施 (ハ) 法第二十二條の六第二項の規定による犬猫等の種類ごとの数等の届出の受理 (リ) 法第二十二條の六第三項の規定による犬猫等販売業者に対する犬猫等の検案書等の提出命令	に
」		」

改め、同項ニ中「ハまで」を「ホまで」に改め、同項ニを同項ヘとし、同項ハ中「ねこ」を「猫」に改め、同項ハを同項ホとし、同項ロ中「動物取扱業登録申請者」を「第一種動物取扱業登録申請者」に、「動物取扱業登録証」を「第一種動物取扱業登録証」に、「動物取扱業の」を「第一種動物取扱業の」に、「動物取扱業更新登録証」を「第一種動物取扱業更新登録証」に改め、(チ)から(ヌ)までを削り、「動物取扱業変更届出者」を「第一種動物取扱業変更届出者」に改め、(ル)を(チ)とし、(ヲ)を(リ)とし、

「

「	(ウ) 省令第十条第三項の規定による他都道府県の開催する動物取扱責任者研修の取扱規定の制定		を
	(ヌ) 省令第十条第三項の規定による他の都道府県の知事が開催する動物取扱責任者研修の取扱規程の制定 (ル) 省令第十条の六第三項の規定による第二種動物取扱業の届出を行う者への必要書類の提出要求 (ロ) 省令第十二条の二の規定による虐待のおそれがある事態を生じさせている者への指導又は状況把握		に

改め、(カ)を(ウ)とし、(ヨ)から(イ)までを(カ)から(ラ)までとし、「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、(ウ)を(イ)とし、(ホ)から(リ)までを(ウ)から(オ)までとし、同項ロを同項ニとし、同項イの次に次のように加える。

ロ	法に基づく第二種動物取扱業に関する次に掲げる事務 (イ) 法第二十四条の二の規定による第二種動物取扱業届出書の受理 (ロ) 法第二十四条の三第一項及び第二項の規定による第二種動物取扱業者の変更届等の受理 (ハ) 法第二十四条の四において準用する法第十六条第一項の規定による第二種動物取扱業者の廃業等の届出の受理 (ニ) 法第二十四条の四において準用する法第二十三条第一項の規定による基準を遵守していない第二種動物取扱業者に対する改善勧告 (ホ) 法第二十四条の四において準用する法第二十三条第三項の規定による勧告に従わない第二種動物取扱業者に対する措置命令 (ヘ) 法第二十四条の四において準用する法第二十四条第一項の規定による第二種動物取扱業者に対する飼養施設の状況等の報告要求及び立入検査	
ハ	イ及びロに掲げるもののほか、法に基づく次に掲げる事務 (イ) 法第二十五条第一項の規定による周辺の生活環境を損ねている者に対する勧告	

- (ロ) 法第二十五条第二項の規定による周辺の生活環境を損ねている者に対する勧告に係る措置命令
- (ハ) 法第二十五条第三項の規定による虐待のおそれがある事態を生じさせている者に対する措置命令又は勧告
- (ニ) 法第二十六条第一項の規定による特定動物の飼養許可
- (ホ) 法第二十六条第二項の規定による特定動物の飼養許可申請書の受理
- (ヘ) 法第二十七条第二項の規定による特定動物飼養許可への条件の付与
- (ト) 法第二十八条第一項の規定による特定動物の飼養変更許可
- (チ) 法第二十八条第二項において準用する法第二十七条第二項の規定による特定動物飼養変更許可への条件の付与
- (リ) 法第二十八条第三項の規定による特定動物飼養者からの軽微な変更の届出の受理
- (ヌ) 法第二十九条の規定による特定動物の飼養許可の取消し
- (ル) 法第三十二条の規定による特定動物飼養者に対する措置命令等
- (ヲ) 法第三十三条第一項の規定による特定動物飼養者に対する飼養施設の状況等の報告要求及び立入検査
- (ワ) 法第三十五条第一項の規定による犬又は猫の所有者からの引取り
- (カ) 法第三十五条第二項の規定による犬又は猫の引取場所の指定
- (コ) 法第三十五条第三項において準用する同条第一項本文及び第二項の規定による所有者の判明しない犬又は猫の引取り及び引取場所の指定
- (ク) 法第三十五条第四項の規定による犬又は猫の返還及び譲渡
- (ケ) 法第三十五条第六項の規定による犬又は猫の引取り又は譲渡業務の委託
- (ク) 法第三十六条第一項の規定による負傷動物等の通報の受理
- (ツ) 法第三十六条第二項の規定による通報時の負

	傷動物又は死体の収容	
(ネ)	法第三十七条第二項の規定による犬又は猫の 引取りの際の繁殖制限の指導及び助言	
(ナ)	法第三十八条第一項の規定による動物愛護推 進員の委嘱	
(ウ)	法第三十九条の規定による協議会の設置	
(ム)	法第四十一条の二の規定による獣医師による 通報の受理	

別表第二第十八号の二の項中「各市町（）」の下に「津市、」を加え、同表第三十二号の二の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、別表第二第六号の三の項の改正規定は、平成二十五年九月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正前の別表第二第三十二号の二の項に掲げる事務に係る条例又は規則（以下この項において「条例等」という。）の規定により多気町長がした申請書の受理その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に条例等の規定により多気町長に対してなされた申請その他の行為は、施行日以後における条例等の適用については、なお従前の例による。
- 3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の際改正後の別表第二第六号の三の項に掲げる事務に係る法令、条例又は規則（以下この項において「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において四日市市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、四日市市長がした処分その他の行為又は四日市市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十五年六月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十六号

知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の給与の特例に関する条例（平成二十三年三重県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項の前に見出しとして「（知事の給与の特例の読替え）」を付する。

附則に次の一項を加える。

- 3 平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条中「百分の三十」とあるのは「百分の四十」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十五年六月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十七号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二十第九号の項中 「 財団法人不動産適正取引推進機構 」 を 「 一般財団法人不動産適正取引推進機構 」 に改め、

同表第十三号の項中 「 財団法人建築技術教育普及センター 」 を 「 公益財団法人建築技術教育普及センター 」 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の三重県手数料条例の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

三重県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十五年六月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十八号

三重県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三重県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和五十六年三重県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「第三十五条第二項」を「第三十五条第三項」に、「同条第一項」を「同条第一項本文」に、「ねこ」を「猫」に改め、同条第三項中「当該申し出」を「当該申出」に改める。

第十四条第一項中「第二十四条第一項」の下に「（法第二十四条の四において準用する場合を含む。）」を加え、「第三十四条の規定に基づき動物愛護管理員」を「第三十四条第一項に規定する動物愛護担当職員（次項において「動物愛護管理員」という。）」に改める。

第十五条第一号中「第十条」を「第十条第一項」に、「により動物取扱業」を「による第一種動物取扱業」に、「動物取扱業登録申請手数料」を「第一種動物取扱業登録申請手数料」に改め、同条第二号中「第十三条」を「第十三条第一項」に、「により動物取扱業」を「による第一種動物取扱業」に、「動物取扱業登録更新申請手数料」を「第一種動物取扱業登録更新申請手数料」に改め、同条第三号中「により動物取扱業登録証」を「による第一種動物取扱業登録証」に、「動物取扱業登録証再交付申請手数料」を「第一種動物取扱業登録証再交付申請手数料」に改め、同条第四号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「により」を「による」に改め、同条第五号中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に、「により」を「による」に改め、同条第七号中「第三十五条第一項」を「第三十五条第一項本文」に、「により」を「による」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第十六条中「第三十五条第二項」を「第三十五条第三項」に、「同条第一項」を「同条第一項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年九月一日から施行する。

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十五年六月二十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第六十九号

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当の支給に関する条例（昭和三十八年三重県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百五十四条」の下に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条」を、「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を、「第三十八条」の下に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第十条」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県飲酒運転^{ゼロ}〇をめざす条例をここに公布します。

平成二十五年六月二十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第七十号

三重県飲酒運転^{ゼロ}〇をめざす条例

飲酒運転による事故から県民一人ひとりの命を守りたい。これは、誰もが願う切実な思いである。しかし、法律による厳罰化が進み飲酒運転に対する社会的非難が高まっているにもかかわらず、県内においてもいまだ飲酒運転による事故はなくなり、大切な命がこの本来防ぐことができる事故により奪われている。

私たちは、飲酒運転の根絶のためには、法律による厳罰化という外形的な対応だけではなく、規範意識の定着や再発防止という内面的な観点からの取組が必要であると考え、そして、規範意識の定着のためには教育機関等による教育及び知識の普及を、また再発防止のためには特にアルコール依存症に意識を向けることを、実効性ある施策の具体的な取組として掲げる。

また、飲酒運転の根絶のためには、公務に携わる者が率先して取り組むことはもちろん、県民一人ひとりが飲酒運転は大切な命を奪う重大な事故の原因となることを深く認識するとともに、飲酒運転をしない、させない、許さないという強い自覚を持って取り組むことが重要である。

ここに、私たちは、規範意識の定着及び再発防止という観点からの取組を中心に、県、県民等が一致協力し飲酒運転を根絶するための取組を行うことにより、一日でも早く飲酒運転が〇となることに願いを込め、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、飲酒運転の根絶に関し、県の責務並びに県民及び事業者の努力を明らかにするとともに、基本的な計画の策定、教育及び知識の普及、アルコール依存症に関する受診義務その他必要な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 飲酒運転 酒気を帯びて自動車等を運転する行為
- 二 自動車等 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車及び同項第十一号の二に規定する自転車
- 三 飲食店営業者 酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者
- 四 酒類販売業者 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九条第一項の規定により酒類の販売業免許を受けた者

(県の責務)

第三条 県は、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に関し、必要な支援を行うものとする。

(県民の努力)

第四条 県民は、飲酒運転の根絶に関する取組を自ら進んで行うよう努めるとともに、県その他の者が行う飲酒運転の根絶に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第五条 事業者及び事業者団体は、その事業の特性を踏まえつつ、飲酒運転の根絶に関する取組を行うよう努めるものとする。

2 飲食店営業者は、前項の取組を行うに当たっては、酒類の提供を受ける者が提供された場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

3 酒類販売業者は、第一項の取組を行うに当たっては、酒類を購入する者が購入した場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

(基本計画)

第六条 知事は、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、飲酒運転根絶に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 次条に規定する教育及び知識の普及に関する事項

二 第八条に規定する再発防止のための措置に関する事項

三 第九条に規定する受診義務に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

4 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(教育及び知識の普及)

第七条 県は、飲酒運転の根絶に関する教育及び知識の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

2 小学校、中学校、高等学校その他の教育機関は、その性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育を行うよう努めるものとする。

(再発防止のための措置)

第八条 県は、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発防止のための教育その他必要な措置を講ずるものとする。

(受診義務)

第九条 県内外において道路交通法第百十七條の二第一号又は同法第百十七條の二の二第三号の違反行為をした県民（以下この条において「飲酒運転違反者」という。）は、知事が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受け、知事に対し、当該診断を受けた旨を報告しなければならない。ただし、既にアルコール依存症と診断されている者その他の三重県規則で定める者については、この限りでない。

2 知事は、三重県規則で定めるところにより、飲酒運転違反者に対し、前項に規定する受診及び報告を行うべき旨並びに当該受診及び当該報告の期限を通知するものとする。

3 知事は、前項に規定する通知を受けた飲酒運転違反者が同項に規定する報告の期限までに第一項に規定する報告をしないときは、当該飲酒運転違反者に対し、同項に規定する受診及び報告を行うよう勧告をすることができる。

4 飲酒運転違反者の家族等は、当該飲酒運転違反者が第一項に規定する受診及び報告をしないときは、当該飲酒運転違反者に対し、同項に規定する受診及び報告を行うよう促す等適切な対応に努めるものとする。

5 知事は、医療機関の指定等第一項に規定する事務に必要な事項を定めるものとする。

6 公安委員会は、知事に対し、第二項に規定する事務に必要な飲酒運転違反者の情報の提供を行うものとする。

7 第一項に規定する診断を行った医療機関は、診断の結果、アルコール依存症と診断された者に対し、アルコール依存症の治療に関し、積極的に助言及び指導を行うよう努めるものとする。

（相談）

第十条 県は、飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等からの相談に応じるために必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供等）

第十一条 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に資するため、飲酒運転の状況に関する情報の収集、整理及び分析を行い、適宜、その結果の提供を行うものとする。

（推進運動の日）

第十二条 県民の間に広く飲酒運転の根絶についての理解と関心を深めるようにするため、三重県飲酒運転〇^{ゼロ}をめざす推進運動の日を設ける。

2 三重県飲酒運転〇^{ゼロ}をめざす推進運動の日は、十二月一日とする。

3 県は、三重県飲酒運転〇^{ゼロ}をめざす推進運動の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（表彰）

第十三条 知事は、飲酒運転の根絶に関し顕著な功績があると認められる県民等に対し、表彰を行うことができる。

（委任）

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県規則、三重県教育委員会規則又は三重県公安委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第九条の規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

(調整規定)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日が道路交通法の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十三号）第一条のうち道路交通法第百十七条の二の二中第四号を第六号とし、第一号から第三号までを二号ずつ繰り下げ、同条に第一号及び第二号として二号を加える改正規定の施行の日前である場合には、当該改正規定の施行の日の前日までの間における第九条第一項の規定の適用については、同項中「同法第百十七条の二の二第三号」とあるのは「同法第百十七条の二の二第一号」とする。

規 則

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十五年六月二十八日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県規則第七十五号

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年三重県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第十二号の七の項中「別表第二の六の三の項二」を「別表第二の六の三の項へ」に改め、同表第二十二号の二の項を削る。

附 則

この規則中別表第十二号の七の項の改正規定は平成二十五年九月一日から、同表第二十二号の二の項を削る改正規定は同年七月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 428 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の県道の路線を平成 25 年 7 月 1 日に廃止します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、平成 25 年 7 月 1 日から 2 週間縦覧に供します。

平成 25 年 6 月 28 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

整理 番号	路線名	起点	重要な経過地	備考
		終点		
501	朝日川越線	朝日町		
		一般国道 23 号交点		
531	宮川停車場線	宮川停車場		
		一般国道 23 号交点		

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
